

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第15号

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年安城市
条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例

第1条及び第2条第1号中「安城市子ども発達支援センター」を「安城市こども
発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。